

一般社団法人岩手県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ岩手
業務監査委員会の運営に関する規程

規程第 13 号
2021 年 3 月 13 日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下、「本会」という。)権利擁護センターぱあとなあ岩手(以下、「ぱあとなあ」という。)運営規程第6条の規定にもとづき設置されるぱあとなあの業務監査委員会の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 本会は、ぱあとなあの業務の適正化を図るため、ぱあとなあとは別に本会ぱあとなあ業務監査委員会という。(以下「本委員会」という。)

(組織)

第3条 本委員会は、6名以内の委員をもって組織するものとし、本会会長が指名し、理事会に報告しなければならない。

2 委員の2分の1以上は、弁護士等法律関係者、医療関係者、保健・福祉関係者、当事者団体等の第三者委員とする。

3 委員の2分の1は、本会の理事を委員とする。

(委員長)

第4条 業務監査委員会は委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、業務監査委員を代表し、会議を統括する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する者として委員のうちから互選されたものが職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長の任期は、委員の任期による。

(所掌事項)

第6条 本委員会は、ぱあとなあの会員が実施する成年後見の業務及び権利擁護の活動に対して適切な支援を行うために、以下の各号に掲げる事項について指導助言を行う。

(1) 会員の成年後見業務及び権利擁護活動に関すること。

(2) その他ぱあとなあの事業全般に関すること。

(会議)

第7条 本委員会は、ぱあとなあが行った活動点検終了後2ヶ月以内に本会会長が召集する。

(委員以外の者の出席)

第8条 ぱあとなあ運営委員の中から、運営委員長と運営委員1名は会議に出席する。

(意見聴取)

第9条 委員長は、業務監査委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第 10 条 本委員会委員及び出席者は、監査上知り得た個人情報に関する秘密を厳守しなければならない。なお、その職を離れた後も同様とする。

2 ぱあとなあ及び本会事務局は、監査にあたり被後見人及び当該会員が特定されないことがないよう配慮しなければならない。

(庶務)

第 11 条 本委員会に関する庶務は、本会の事務局が担う。

(報酬)

第 12 条 本委員会の委員の報酬は別に定める。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規定は、2021 年 3 月 13 日から施行する。